

転校手続きについて

校区外に転居する場合は、転校(転出)の手続きが必要です。転居が決まったらできるだけ早く学校へ連絡してください。

転校に必要な書類の作成や、教材費・積立金・給食費等の精算を行います。

また、転入される場合も、わかりしだい千里第一小学校へ連絡をお願いします。

◆ 転入手続きの流れ

- ① 吹田市役所の市民課で転入の手続きをしてください。
- ② 転出前の学校で発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「児童氏名印」及び市役所で発行された「転入学通知書」を千里第一小学校に提出してください。

千里第一小学校 校区

片山町1丁目、片山町4丁目、藤が丘町、天道町、
原町1丁目、原町3丁目、原町4丁目(岸部第二小学校区を除く)
岸部中1丁目1番、2番、4番、5番5号～5番11号、1丁目13番
岸部中2丁目1番1号～1番18号
(進学中学校 片山中学校)

◆ 転出手続きの流れ

- ① 市役所の市民課または出張所で転出届けを出します。
吹田市外への転出の場合は、転出予定日の約2週間前から受付。
- ② 届出窓口で発行された「転学(出)通知書」を千里第一小学校へ提出します。
「在学証明書」「教科用図書証明書」「児童氏名印」を千里第一小学校から発行します。
- ③ 転出先の市役所等で転入届を出します。(市外転出のみ)
- ④ 転出先の学校に、千里第一小学校発行の「在学証明書」「教科用図書証明書」「児童氏名印」を提出し、転入の手続きをします。